

3 臨床栄養師認定審査会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、会則第20条第1項に規定する臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）の運営について、必要事項を定める。

(構成等)

第2条 審査会は、次の者を委員（以下「審査会委員」という。）として15人以内で構成する。

- ① 学識経験者 3人以内
- ② 医療関係諸団体 3人以内
- ③ 学術諸団体 3人以内
- ④ 学会会員 6人以内

2 学会理事長は、前項の規程により、審査会委員を選任し、審査会会長1人及び同副会長1人を委嘱する。

3 審査会会長は、審査会を代表し、会務を総理する。審査会会長に事故があるときは、同副会長がその職務を代行する。

4 審査会会長は、理事長の諮問に答申するとともに、必要な事項について意見を申し立てることができる。

(任期)

第3条 審査会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 審査会委員が死亡等により欠けた場合には、前条第1項の区分に基づいて、学会理事長によって選任された者が前委員の任期を引継ぐものとする。

(守秘義務)

第4条 審査会委員及び審査会委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に洩らしてはならない。

第2章 審査会

(開催)

第5条 審査会の会議は、学会の事業年度終了後、遅滞なく定例的に開催する会議（以下「定例会」という。）及び審査事案等の諮問に基づいて随時に開催する会議（以下「臨時会」という。）とする。

(招 集)

第6条 審査会の招集は、審査会会長が行う。

(任 務)

第7条 審査会の任務は、次のとおりとする。

- ① 認定する臨床栄養師の資格についての審査
- ② 臨床栄養師の資格取得についての必要案件の審査
- ③ 認定研修の実施主体についての審査
- ④ 認定論文の審査の実施及び合否の判定
- ⑤ 認定試験の結果の審査及び合否の判定

2. 審査会は、前項第3号、第4号及び第5号に規定する事項を臨床栄養師研修委員会に委託することができる。

3. 第一項の任務の変更は、学会理事会の承認を得て行うものとする。

(定足数)

第8条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。但し、委員の委任状をもって出席とすることができる。

(議 決)

第9条 審査会の議決は、審査会会長を除く会議出席委員の過半数の賛否によって行い、可否同数の場合は審査会会長がこれを決する。

(遵 守)

第10条 審査会による前条の決議について、学会はこれに従い、事後の学会運営等に反映せしめるものとする。

付 則

1. この規則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始日から施行する。
2. この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。
3. この規則は、令和2年3月に改定し、令和2年4月1日から施行する。